

正副会長並びに専務理事会規程

(目的)

第1条 公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下、「本会」という）の定款第22条の

規定に基づき、本会に正副会長並びに専務理事会を設ける。

2 正副会長並びに専務理事会は、役員人事その他本会の事業運営に関する重要事項について協議し、理事会に参考意見を表明することを目的とする。

(職務及び権限)

第2条 会長は、正副会長並びに専務理事会を代表し、正副会長並びに専務理事会を総括する。

2 副会長並びに専務理事は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。

(招集)

第3条 正副会長並びに専務理事会は、会長が必要と認めたとき、招集する。

なお、事案により会長からの要請で業務執行理事を出席させることができる。

(議長)

第4条 正副会長並びに専務理事会の議長は、会長をもってこれに当たる。

(理事会への報告)

第5条 正副会長並びに専務理事会の協議事項について、重要事項は理事会へ報告するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

2 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。（平成26年11月15日総会決議）